

## **指定自立支援医療機関（精神通院医療）について**

自立支援医療（精神通院医療）とは、精神科の病気で一定の症状があるため継続して通院する必要がある場合に、その医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。栃木県内にある医療機関（病院・診療所、薬局又は訪問看護事業者等）がこの制度の適用を受けるためには、栃木県知事の指定を受ける必要があります。

### 1 指定の申請

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けようとする場合は、事前に指定申請を行う必要があります。指定を受けると、当センターホームページの指定自立支援医療機関（精神通院医療）リスト（以下「リスト」という。）に記載されます。

### 2 指定内容の変更

指定を受けた事項（医療機関の名称、所在地、主として担当する医師又は管理薬剤師等）に変更が生じた場合は、変更の届出を行う必要があります。変更事項は、リストに反映されます。

### 3 指定の更新

指定自立支援医療機関の指定は、指定を受けた日から起算して6年で、その効力を失います。指定を更新するには、6年毎に更新申請を行う必要があります。なお、更新を希望しない場合は、更新期限から1か月以上の予告期間を設けて、指定の辞退を申し出る必要があります。

### 4 指定の休止・廃止・再開

指定自立支援医療機関の業務を休止・廃止・再開した場合は、休止等の届出を行う必要があります。これにより、休止の場合はリストの休止欄に記載され、再開した場合はリストに復活します。廃止の場合はリストから削除されます。

### 5 指定の辞退

医療機関としては存続するものの、指定自立支援医療機関としての指定を辞退しようとする場合は、辞退の申出を行う必要があります。これにより、リストから削除されます。なお、辞退する日から1か月以上の予告期間を設けて辞退の申出を行う必要があります。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、平成25年4月に様式が変更されました。

※ 医療機関コード(厚生労働省関東信越厚生局が定める保険医療機関のコード)の変更を伴う場合は、変更の手続きではなく、旧コードでの指定の廃止手続きと併せて、新コードでの指定の申請手続きが必要となります。